

第 6690 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 28日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 会社が源泉所得税を納めていない場合

Q : 私はサラリーマンです。医療費控除があったため、還付申告をしましたが、聞くところによると、会社が源泉所得税を滞納しているようです。この場合でも、税金は還付されますか？

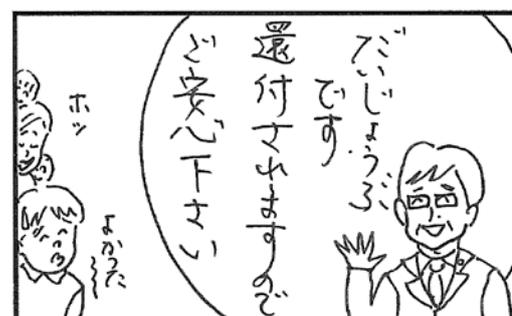
A : 会社が源泉所得税を滞納している場合であっても、還付を受けることができます。

【解説】

税務の取扱いでは、給与等の支払者が給与所得者から源泉徴収した所得税額は、その給与等の支払者がその所得税を国に納付すべき日(徴収の日がその納付すべき日後である場合には、その徴収の日)においてその納付があったものとみなされます。

したがって、ご質問のように勤務先の会社が源泉徴収した所得税を滞納している場合であっても、あなたが給与等の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されているのであれば、会社が納付すべき日に納付をしたものとみなされますので、あなたは所得税の還付を受けることができます。

ただし、給与等自体が未払いの場合は、その給与等に係る源泉所得税は、給与等が支払われて源泉徴収されるまでは、たとえ源泉所得税の還付を受ける申告であっても、その還付はされないこととなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】